

Bridge 住まと

2021
9月号
Vol.155

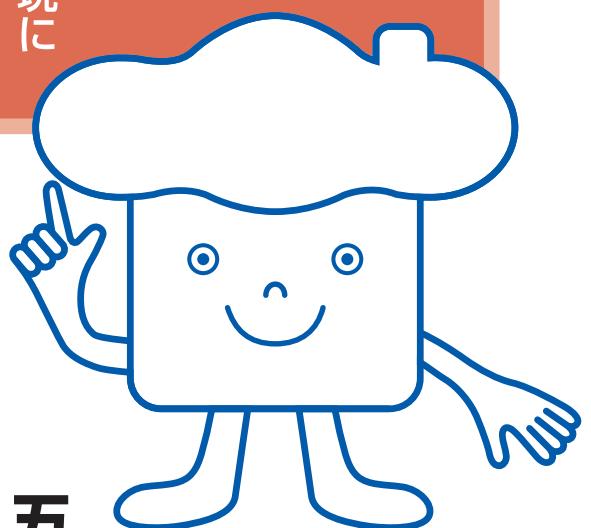
■ 今月のトピックス ■ 今月のテーマ

「脱炭素社会に向けた住宅・
建築物における省エネ対策等の
あり方・進め方」

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に
向けた取組の基本的な考え方
2. 家庭・業務部門での2050年カーボン
ニュートラルの実現に向けた取組の進め方
3. エネルギー転換部門（再生可能エネルギー！
未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・
建築物分野における取組）

匠総合法律事務所の法律基礎知識

「Web裁判のおかげで実現した
有賀弁護士の大坂事務所所長就任」
(秋野弁護士)



株式会社 大五

〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座2丁目4-23 西本町大五ビル

●今月のトピックス●

経済産業省がエネルギー基本計画の素案を発表しています。この基本計画は少なくとも3年ごとに見直されることになっていますが、今回は、2050年カーボンニュートラルに向けた方向性を定めることがテーマとなっており、中間目標として、まずは2030年における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという目標の実現に取り組んでいくことになります。

経産省の素案では、2050年に向けては温室効果ガスの8割を占めるエネルギー分野の取組が重要として、ひとまず中間の2030年への政策対応のポイントとして「徹底した省エネの更なる追求」等を挙げています。

エネルギー基本計画の素案発表と前後して、同じく経産省のワーキンググループによって「2030年の電源別発電コストの試算」も出されました。

	石炭火力	LNG火力	原子力	石油火力	陸上風力	洋上風力	太陽光 (事業用)	太陽光 (住宅)	小水力	中水力	地熱	バイオマス (混焼5%)	バイオマス (専焼)	ガス コジエネ	石油 コジエネ
2030年 発電コスト	13.6~22.4	10.7~14.3	11.7~	24.9~27.5	9.9~17.2	26.1	8.2~11.8	8.7~14.9	25.3	10.9	17.4	14.1~22.6	29.8	9.5~10.8	21.5~25.6
2020年 発電コスト	12.5	10.7	11.5~	26.7	19.8	30.3	12.9	17.7	25.3	10.9	17.4	13.2	29.8	9.3~10.6	19.7~24.4
2020年比の コスト削減	↑ コスト増	↑ コスト増	⇨ ほぼ横ばい	⇨ ほぼ横ばい	↓ コスト減	↓ コスト減	↓ コスト減	⇨ ほぼ横ばい	⇨ ほぼ横ばい	⇨ ほぼ横ばい	⇨ コスト増	↑ コスト増	⇨ ほぼ横ばい	⇨ ほぼ横ばい	↑ コスト増

【2030年の電源別発電コスト試算の結果】経産省「発電コスト検証に関する取りまとめ（案）」に基づき作成

結果は上の表のように、太陽光や風力の発電コストが下がっており、発表時には「太陽光が最安値になった」とニュースにもなりました。

実際には、この試算の取りまとめ（案）の冒頭にも書かれているように「燃料費の見通し、設備の稼働年数・設備利用率、太陽光の導入量などの試算の前提を変えれば、結果は変わる」ものですし、立地や天候にも大きく左右されるため一概には言えない面もあるのですが、国が発表したデータで初めて、原発が最も低コストではない可能性が示されたことは心理的にも大きいと言え、今後さらに太陽光をはじめとする再生可能エネルギーへのシフトが強化されるのは間違いないありません。

今月の
テーマ

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方

国土交通省と経済産業省、環境省の3省は、8月10日に「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」の第6回会合（WEB会議）を開催し、住宅・建築物における省エネ対策等のあり方について検討しました。

6月号で第1回および第2回の検討会の概要をお知らせしておりましたが、今回の第6回の検討内容をもって、今後の方向性はほぼ固まったと考えられます。

検討会において現時点までに議論され方向づけられた内容について、以下に簡単に整理しました。

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方

(1) 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

【2050年に目指すべき姿】

2050年に目指すべき住宅・建築物の姿として、ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、その導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となること。

【2030年に目指すべき姿】

2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030年に目指すべき住宅・建築物の姿としては、野心的な目標である46%削減目標の実現に向けて、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていること。

(2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

住宅・建築物における省エネ性能を高める取組や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組については、既存ストック対策等をはじめとしてコスト面や技術面での課題もあること、また、国民や民間事業者の取組を促す観点からも、国や地方自治体等の公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物において、徹底した省エネ対策や再生可能エネルギー導入拡大の率先した取組を進めること。

など

(3) 国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性

住宅・建築物分野における省エネの徹底や再生可能エネルギーの活用等の取組について、他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人ひとりに我がこととして取り組んでもらうことが必要不可欠であることから、取組の必要性や具体的な取組内容をわかりやすく伝えるための伝達手段や方法を含めて検討し、特に住宅については、ZEH・LCCM住宅等の省エネ住宅の環境・省エネ面、快適性・健康面、経済面等のメリット・効果等のみならず、エネルギーの無駄遣いを減らすという観点から、省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及もあわせて行うこと。

など

2. 家庭・業務部門での2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方

(1) 住宅・建築物における省エネ対策強化の基本的な進め方

2030年の野心的な削減目標達成に向けて、まずは省エネルギーを徹底する観点から、住宅・建築物が基本的に備えるべきものとして省エネ性能の確保を進めることとし、2030年における新築の住宅・建築物について少なくとも次に示す省エネ性能の確保を目指す。

- ① 2030年度以降に新築される住宅については、ZEH基準の省エネ性能（強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減）に適合させること。
- ② 2030年度以降に新築される建築物については、ZEB基準の省エネ性能に適合させること。（再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から用途に応じて削減）

(2) 2030年までの住宅・建築物における省エネ対策強化の進め方

2030年における住宅・建築物における省エネ対策を達成するためには、そこに至るまでの段階的な対策強化が必要となるため、以下の①～③の3つの取組を通じてその水準を段階的に引き上げる。

① 【ボトムアップ】

（省エネ基準への適合義務化による、省エネ性能を底上げするための基礎となる取組）

住宅も含めて省エネ基準適合義務の対象範囲を拡大することとし、具体的には以下の点に留意して省エネ基準適合義務化の取組を進める。

- ✓個人が建築主として直接規制を受ける注文住宅について、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案する。
- ✓適合を義務付ける基準の水準については、現状において少なくとも確保されるべき省エネ性能として、現行の省エネ基準を基本とする。
- ✓特に住宅の増改築時における基準適用のあり方について、過度な負担となることで増改築そのものを停滞させないよう配慮する。
- また、適合義務化に向けた準備として以下の取組を早急に進める。
- ✓供給側の体制整備の取組として、中小事業者に対する地域の実情を踏まえた断熱施工に関する実地訓練を含む技術力向上に対して支援する。
- ✓供給側・審査側双方の手続負担を軽減する取組として、基準の簡素合理化に努める。
- ✓本年4月から施行されている戸建住宅等の設計委託に際して義務付けられている説明において、省エネ住宅の必要性やメリット等に関する具体的な情報が適切に伝わるよう、住宅・建築物の設計や建設を行う事業者の説明スキルの向上に向けた取組を推進する。
- ✓新築に対する支援措置については、適合義務化に先行して省エネ基準適合を要件化することにより早期の適合率向上を図る。
- ✓2030年新築平均でZEH・ZEBの目標を踏まえ、現行の省エネ基準にとどまるのではなく、次の②に示すボリュームゾーンの【レベルアップ】の取組を経て、省エネ基準を段階的に引き上げる。

② 【レベルアップ】

(誘導基準やトップランナー基準の引上げとその実現に対する誘導による、省エネ性能を段階的に引き上げていくための取組)

- ✓ ZEH・ZEBの取組拡大に向け、各種制度における要求水準を整合させ、誘導基準として明確化する。
 - 住宅について、建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅及び低炭素建築物の認定基準をZEH基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させる。
 - 住宅性能表示制度における断熱等性能等級及びエネルギー消費量等級について、それぞれZEH基準の水準の省エネ性能に相当する上位等級を設定する。
 - 建築物については現状ZEBの取組実績が少ないとから、当面の間は、用途別・規模別に取組状況を検証し、外皮基準を含め見直す。
- ✓ 国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となって新築する庁舎、学校施設、公営住宅等については、それぞれ上記の誘導基準に適合させることを原則とし、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを行うとともに、学校施設や公営住宅等については補助の要件等の見直しを行う。
- ✓ ZEHや長期優良住宅、ZEBの取組拡大を図るため、価格低減に努めつつ、3省連携による支援措置を継続・充実する。
- ✓ 特にZEBについては、一般的にはまだ十分に浸透しているとはいえない状況であることから、認知度を高めるための情報提供を行う。
- ✓ 住宅トップランナー制度の充実・強化
 - 2030年新築平均ZEH・ZEBの目標を踏まえ、ボリュームゾーンのレベルアップの取組を拡げるため、住宅トップランナー制度に分譲マンションを追加する。(トップランナー基準については賃貸アパート同様の基準とする。)
 - 住宅トップランナー制度の建売戸建住宅、賃貸アパート、分譲マンションに係るトップランナー基準について、ZEH基準の水準の省エネ性能に引き上げる。
 - 具体の基準見直しに際しては建材・設備の性能向上や普及状況、コスト低廉化の状況を踏まえて判断する。

③ 【トップアップ】

(誘導基準を上回るより高い省エネ性能を実現する取組を促すことによる、市場全体の省エネ性能の向上を牽引するための取組)

- ✓ 全体の省エネ性能の向上を牽引する取組として、ZEH+やLCCM住宅など、より高い省エネ性能を実現する取組を促進する。
- ✓ LCCM住宅については、現状取組が進められている戸建住宅に限らず、低層の共同住宅や建築物にもその展開を図る。
- ✓ 地方自治体において取り組まれているZEHの断熱性能をさらに上回る多段階の外皮基準の普及の取組については、経済産業省、国土交通省、環境省などの公的なホームページなどで取組を紹介するとともに、住宅性能表示制度においてさらなる上位等級として位置付けることとして、位置付ける際の多段階の水準を整理する。

④ その他

- ✓ 機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ✓ 省エネ性能表示の取組
- ✓ 既存ストック対策としての省エネ改修

3.エネルギー転換部門(再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組)

(1)太陽光発電の活用

- ✓ 公的機関が建築主となる住宅・建築物について、新築における太陽光発電設備の設置を標準化するとともに、既存ストックや公有地等において可能な限りの太陽光発電設備の設置を推進するなど、率先して取り組む。
- ✓ 関係省庁、関係業界が連携し、各主体が設置の適否を検討・判断できるよう、適切な情報発信・周知を行う。
 - ZEH、ZEB、LCCM住宅等の普及拡大に向け支援措置を継続・充実する。
 - 特にZEH等の住宅については、個人負担軽減の観点から、補助制度に加えて融資や税制においてもその支援措置を講じる。
 - 低炭素建築物の認定基準について、省エネ性能の引上げとあわせ太陽光発電設備等再生可能エネルギー導入設備を設置したZEH、ZEBを要件化する。
 - 太陽光発電設備の後載せやメンテナンス・交換に対する新築時からの備えのあり方を検討するとともに、その検討結果について周知普及する。
 - 太陽光発電設備の軽量化・発電効率の向上等の技術開発の促進、新技術の活用に必要な規格等の整備を進め、太陽光発電設備及び蓄電池の一層の低コスト化を進め、その導入促進と自家消費率の向上を図る。

(2)その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組

- ✓ 給湯一次エネルギー消費量の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大についても検討する。
- ✓ 住宅等における薪ストーブやペレットストーブによるバイオマスの活用に向け、その暖房能力を評価するための規格化を進める。
- ✓ エネルギーの効率的な利用や導入コストの負担軽減といった観点から、複数棟の住宅
 - 建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進についても検討する。

これらに加えて、木材利用の促進などを盛り込む形で、2050年カーボンニュートラルの実現をゴールに見立てて、そこから逆算するバックキャスティング型での実行計画とロードマップの概要案が今回まとまったということです。

ここまでに至る議論の中で焦点のひとつとなった「太陽光発電の設置義務化」は当面の間は見送られたものの、2050年のあるべき姿に向けて、2030年の段階では新築の住宅・建築物でZEH・ZEB基準レベルの省エネ性能が確保され、新築戸建住宅の6割で太陽光発電設備が導入されていることを目指すことになっています。

ロードマップにも掲載されている2030年までの年ごとの省エネ等の進め方についても以下の表にまとめられており、今後は毎年のように省エネに関する基準の引き上げや補助・融資の際の要件化、基準適合義務化などが続くことになりそうです。

いずれにしましても、住宅市場においては、これまで以上に省エネ・創エネ性能への取り組みが問われることになっていきますので、義務化などが迫ってから慌てるのではなく、対応力や施主への説明力等を今から磨き備えることで、その時をチャンスとして捉えることができるような体制を整えることが大きなテーマとなっています。

住宅・建築物に係る省エネ対策等の強化の進め方について

年度	住宅	建築物
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度における省エネ基準適合要件化 ・ZEH等や省エネ改修に対する支援の継続・充実 ・住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用 ・建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ BEI=0.8(再エネを除く)及び強化外皮基準 ・エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入の必須要件化によりZEH対応 ・中小事業者の断熱施工の実地訓練を含めた技術力向上の取組 ・脱炭素先行地域の取組に対する支援 ・太陽光発電設等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組 ・太陽光発電設備を設置するための新築時からの備えに関するとりまとめ・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度における省エネ基準適合要件化 ・ZEH等や省エネ改修に対する支援の継続・充実 ・建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ 用途に応じてBEI=0.6 又は 0.7(いずれも再エネを除く) ・エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入の必須要件化によりZEB対応 ・中小事業者の断熱施工の実地訓練を含めた技術力向上の取組 ・脱炭素先行地域の取組に対する支援 ・太陽光発電設等再生可能エネルギーに関する情報提供の取組 ・太陽光発電設備を設置するための新築時からの備えに関するとりまとめ・周知
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・フラット35における省エネ基準適合要件化 ・分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定(目標 2025年度) BEI=0.9程度及び省エネ基準の外皮基準 	
2024	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の販売・賃貸時における省エネ性能表示の施行 ・既存住宅の省エネ性能表示の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築建築物についての省エネ性能表示の施行 ・大規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度
2025	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネ基準への適合義務化 ・住宅トップランナー基準の見直し(目標 2027年度) BEI=0.8程度及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー以外) BEI=0.75及び強化外皮基準(注文住宅トップランナー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物の省エネ基準への適合義務化
2026		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ BEI=0.8程度
2030	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEH基準(BEI=0.8及び強化外皮基準)に引き上げ・適合義務付け ・あわせて2022年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準(用途に応じてBEI=0.6又は0.7)に引き上げ、小規模建築物についてBEI=0.8程度に引き上げ・適合義務付け ・あわせて2022年に引き上げた誘導基準の更なる引き上げ
以降	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的にフォローアップ、基準等を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的にフォローアップ、基準等を見直し

※ 上記は、関係各主体が共通の認識をもって今後の取組を進められるよう省エネ対策強化のおおよそのスケジュールを示すものであり、対策強化の具体的な実施時期及び内容については取組の進捗や建材・設備機器のコスト低減・一般化の状況等を踏まえて、社会資本整備審議会建築分科会において審議の上実施する必要がある。

※ 基準の引き上げについては、その施行予定期(上表記載の時期)の概ね2年前に基準の具体的な水準及び施行時期を明らかにするように努める。

※ [脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方(案)」より]

匠総合法律事務所の法律基礎知識

「Web裁判のおかげで実現した有賀弁護士の大坂事務所所長就任」 (秋野弁護士)

有賀幹夫弁護士と言えば、匠総合法律事務所の知恵袋であり、建築裁判が非常に強い弁護士です。東京事務所における17年間の弁護士生活の中で、多くのハウスメーカーから厚い信頼を寄せられている訴訟弁護士です。

まさに、匠総合法律事務所に無くてはならない存在であり、東京事務所で訴訟事件統括弁護士として重責を担ってきました。

今回、有賀弁護士が大阪事務所に赴任できたのは、何と言っても裁判所が導入したWeb裁判のおかげです。

コロナ禍の現在、裁判の手続きの大半は、Web裁判で行われています。

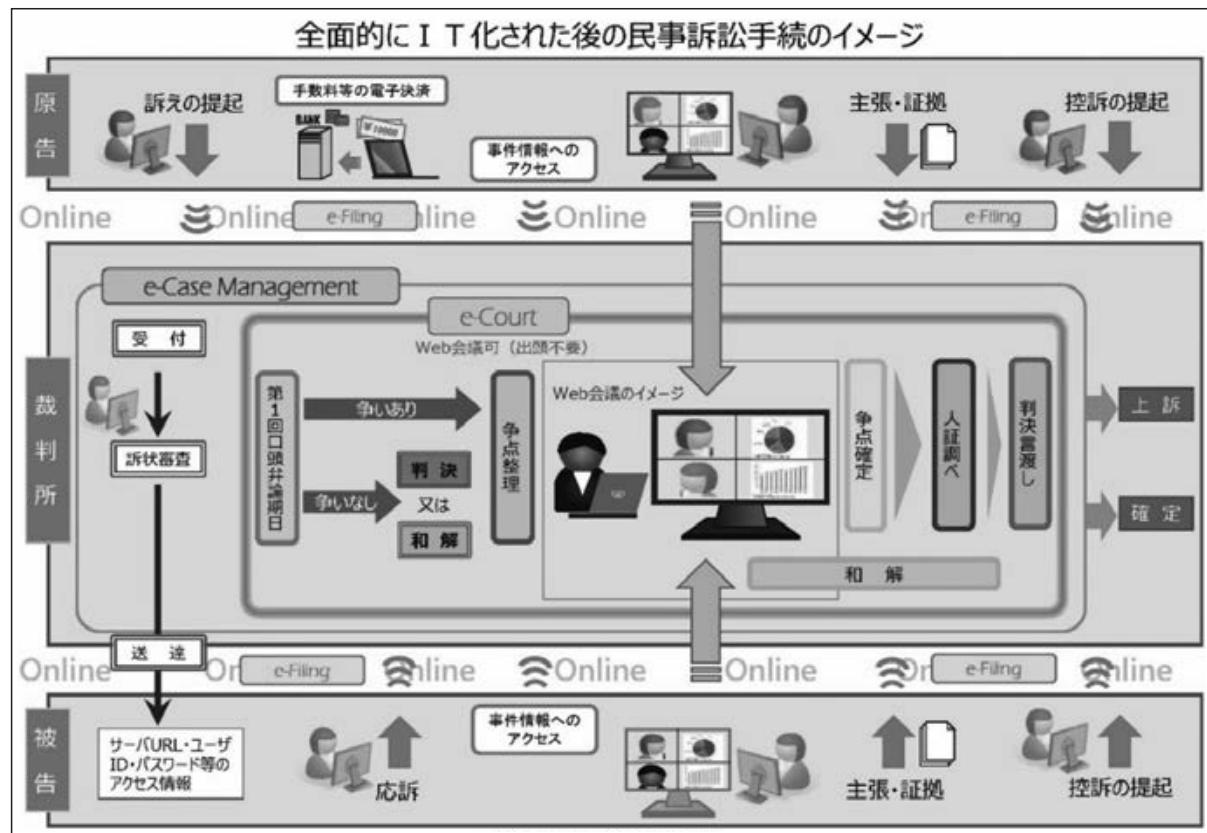
この動きは、加速され、2022年には、民事裁判の準備書面などのウェブ提出が導入されます。

そして、政府は民事訴訟法の改正を経て、改革の第2段階として公開の法廷で行う口頭弁論などのオンライン化を2023年度に始める目標を掲げています。

日本での裁判のIT（情報技術）化は「国際標準から大幅に後れをとっている」との指摘がなされてきましたが、コロナ禍のおかげで一気に促進しました。東京地裁の建築裁判をWeb裁判で、大阪事務所で対応できるのです。

匠総合法律事務所は、有賀弁護士の大坂事務所所長就任を機に、一気に関西方面の皆様方へのリーガルサービスの促進につなげます。

本当にレベルの高い弁護士なので、皆さんも裁判を起こされたら、すぐに有賀弁護士のところに法律相談に行くことをお勧めしたいと思います。



裁判手続等のIT化検討会(第7回)配布資料より抜粋